

令和 2 年 6 月 5 日

分教室保護者の皆様

京都市立桃陽総合支援学校

校長 石原 廣保

6 月以降の教育課程について

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休業が明け、本校におきましては 6 月 1 日（月）から段階的に学校の教育活動を再開しておりますが、6 月 15 日（月）からは通常の教育活動が始まります。

つきましては、令和 2 年度の教育課程につきまして、以下のとおりご連絡を申し上げます。

なお、継続して、感染症対策の徹底を図ってまいりますので、保護者の皆様におかれてましても、引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う 3 月 6 日～5 月 31 日までの臨時休業において、学習する予定だった内容も含め、令和 2 年度内に当初指導を計画していた学習活動につきまして、最大限授業時数を確保したうえで、児童生徒の負担にも十分に配慮しつつ、令和 2 年度内に必要な指導を終えるよう教育課程を計画してまいります。

つきましては、以下のとおり、夏休み及び冬休みの短縮や学校行事の見直し、児童生徒会活動等の 6 校時終了後の設定、放課後の補充学習の設定など様々な工夫を行ってまいります。

2. 夏休み及び冬休みの短縮について

各教科等の授業時数を確保するため、夏休み（夏季休業期間）及び冬休み（冬季休業期間）を短縮します。なお、当初夏休みの予定だった 7 月 22 日～31 日までは授業を実施します。

<令和 2 年度夏季休業期間>

	変更前		変更後
小中学部	7 月 22 日（水）～8 月 25 日（火）	→	8 月 1 日（土）～8 月 23 日（日）

<令和 2 年度冬季休業期間>

	変更前		変更後
小中学部	12 月 24 日（木）～1 月 6 日（水）	→	12 月 24 日（木）～1 月 5 日（火）

3. 学校行事について

学校行事は、児童（生徒）の学校生活に潤いや秩序とリズム、変化を与えたりするものであるとともに、協働的な学びを培う大切な活動であることから、可能な限り感染症対策を行ったうえで、以下の行事については、児童生徒の心情等も踏まえ、規模を縮小したり、時期を遅らせたりするなどして、実施する方向で検討しています。

- ・運動会（詳細は検討中です。平日に実施を予定しています。）
- ・学習発表会（詳細は検討中です。10 月 10 日（土）に本校、分教室共に実施する予定です。）

4. 教科指導（授業）や時間割について

臨時休業期間、児童生徒は家庭学習等に取り組みましたが、3ヶ月の長期に及んだことから、児童生徒一人一人の学習の定着に差が生じていることも考えられます。つきましては、各教科の授業時数の確保と、児童生徒の個別の課題に応じた柔軟な指導を充実させるため、帯時間や放課後の時間を活用した学習を計画的に実施し、学びの定着を図ってまいります。

ア. 帯時間の活用

毎日の始業前の時間等を活用して、引き続き健康観察とともに、自主学習及び読書活動等に取り組みます。

イ. 放課後の補習

児童生徒一人一人の学習状況を見て、苦手な教科や分野を中心に、適宜、放課後に補充学習を行うことがあります。

※ 上記の学校行事や教科指導、時間割等は、今後、詳細が決まったり、変更したりするごとに分教室により、学校ホームページなどで適宜お知らせしてまいります。

5. 学習評価について

臨時休業期間中に児童生徒が取り組んだ家庭学習は、改めて授業の中で振り返ったり、まとめの学習等を行ったりなどして、しっかり定着したか確認してまいります。そのうえで、定着が不十分な場合は、放課後の補習の機会などにおいて、個別に対応してまいります。

今後、各教科等の学習内容について、【小学部】3観点（知識・技能、思考・判断・表現、主体的に学習に取り組む態度）、【中学部】4観点（関心・意欲・態度、思考・判断、技能・表現、知識・理解）に基づき、単元テスト、作文、ノート等の記述、発表、少人数での話し合い、作品の制作、課題への取り組み方など多様な活動を対象として、多面的・多角的な評価を行ってまいります。（家庭学習だけで評価を行うことはありません。）

6. 通知票について

6月1日からのウォーミングアップ期間を経て、約1ヵ月半の短期間での学習活動となることから、京都市立小・中・義務教育学校全体の対応として、1学期の通知票はお示しいたしません。ただし、1学期末（7月中の予定）に、お子様の学校生活の様子や学習状況等について説明する個人懇談の機会を設けさせていただきます。日時等の詳細については改めて連絡させていただきます。

なお、2学期からは通知票をお渡しする予定です。

7. その他

6月1日（月）から「ウォーミングアップ期間」を設け、長期間の臨時休業から、児童生徒が学校生活に順応するための期間としておりますが、ご心配ごとなどございましたら、担任までご相談いただければと存じます。

なお、今後も、国及び京都府の動向や本市域の感染状況等を踏まえ、教育委員会から示される対応方針が変更される場合があります。その際は、速やかにお知らせさせていただきます。